

請求の範囲

- [請求項1] 発泡樹脂製の板状のパレット本体と、前記パレット本体の下面に設けられる複数の桁体と、前記パレットの下面側から真空一体成形された樹脂シートと、を備えたパレットであって、
- 前記パレット本体の上面は、搬送物が載置される載置面と、前記載置面の外周縁から前記パレット本体の側面にかけて凹状に形成された段差部と、を有し、
- 前記樹脂シートは、前記パレット本体の下面、前記桁体、前記パレット本体の側面及び前記段差部を被覆し、前記載置面は前記樹脂シートにより被覆されていないことを特徴とするパレット。
- [請求項2] 前記樹脂シートは、前記段差部を被覆する部分のシート厚が薄いことを特徴とする請求項1に記載のパレット。
- [請求項3] 前記パレット本体と前記桁体とは、別体として成型され、
- 前記パレット本体の下面は、前記桁体が配置される箇所に前記パレット本体の厚さ方向に彫り込まれた引き穴を有することを特徴とする請求項1又は請求項2に記載のパレット。
- [請求項4] 前記パレット本体の下面は、前記桁体が嵌合される嵌合凹部を有し、
- 前記引き穴は、前記嵌合凹部の周縁に設けられていることを特徴とする請求項3に記載のパレット。
- [請求項5] 前記引き穴は、前記パレット本体の上面まで貫通しておらず、前記引き穴の底部から前記パレット本体の上面までは5 mm以上の厚みが設けられていることを特徴とする請求項3又は請求項4に記載のパレット。
- [請求項6] 前記段差部と前記載置面の稜線部は、湾曲面となるよう面取りされていることを特徴とする請求項1乃至請求項5のいずれか一項に記載のパレット。
- [請求項7] 前記載置面は、前記パレット本体を成す断熱性及び緩衝性を有する

発泡樹脂が露出していることを特徴とする請求項 1 乃至請求項 6 のいずれか一項に記載のパレット。